第1号様式（要領第4関係）

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

計画提案者　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

事前相談書

　町田市都市計画提案制度に関する手続要領第4の規定により、計画提案に係る事前相談について下記のとおり届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 位置 | 町田市 |
| 区域の面積 | 約　　　　　　㎡ |
| 計画提案者の種別 | □土地所有者等 □まちづくりNPO法人等 □まちづくり団体 |
| 計画提案の内容 |  |
| 対象区域の現在の都市計画等 | 用途地域等 | □市街化区域 | □市街化調整区域（用途地域：無・一低） |
| （　用途地域名：　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 高度地区 | □Ⅰ高　 　□31mⅠ高　 　□Ⅱ高 　　□31mⅡ高□Ⅲ高 　　□31m高 　 　 □指定なし |
| 防火地域準防火地域 | □防火地域　□準防火地域　□指定なし |
| その他地域地区等 | □（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付図書 | □区域の位置がわかる図面□計画提案に係る都市計画の素案□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

第2号様式（要領第5関係）

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

計画提案者　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

計画提案書

　都市計画法第21条の2の規定により、都市計画の決定等について下記のとおり提案します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 位置 | 町田市 |
| 計画提案要件 | 区域の面積 | 　　　　　㎡(□所有権：　　　　㎡、□借地権：　　　　㎡) |
| うち、同意地積 | 　　　　　㎡(□所有権：　　　　㎡、□借地権：　　　　㎡) |
| 同意者数 | 　　　　　名(区域内の土地所有者等の総数：　　　名) |
| 計画提案者の種別 | □土地所有者等 □まちづくりNPO法人等 □まちづくり団体 |
| 提案内容 |  |
| 対象区域の現在の都市計画等 | 用途地域等 | □市街化区域 | □市街化調整区域（用途地域：無・一低） |
| （　用途地域名：　　　　　　　　　　） |
| 高度地区 | □Ⅰ高　　 □31mⅠ高　　 □Ⅱ高　　 □31mⅡ高□Ⅲ高 　　□31m高　　　 □指定なし |
| 防火地域準防火地域 | □防火地域　□準防火地域　□指定なし |
| その他地域地区等 | □（　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 添付図書 | □区域の位置がわかる図面□計画提案に係る都市計画の素案□土地所有者等の同意書□土地所有者等の印鑑証明書(写)□土地所有者等の一覧表□公図(写)  | □チェックリスト□都市計画基準の適合状況整理結果□登記事項証明書(写)□計画提案者であることを証する書類□周辺住民への周知状況が分かる資料□その他(　　　　　　 　　　 　 ) |

確認事項：□当該計画提案に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合するものです。

□市が提案内容を公表することについて、同意します。

□計画提案者が公表に伴う意見を受け付け、適切に処理することについて、同意します。

第3号様式（要領第5関係）

チェックリスト

当該計画提案に係る都市計画の素案の内容は、都市計画法第13条その他の法令の規定に基づく都市計画に関する以下の基準に適合するものです。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項番 | 内　容 | 適合状況（いずれかに○） |
| 第13条第1項 | □国土形成計画、首都圏整備計画又は地方計画に関する法律に基づく計画（東京地域公害防止計画含む）及び道路、河川、鉄道等の施設に関する国の計画に適合している。 | 適合非該当 |
|  | □自然環境の整備又は保全に配慮している。 | 適合非該当 |
|  | 一 | □多摩19都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即している。 | 適合非該当 |
|  | 三 | □多摩19都市計画都市再開発の方針に即している。 | 適合非該当 |
|  | 四 | □多摩19都市計画住宅市街地の開発整備の方針に即している。 | 適合非該当 |
|  | 七 | □地域地区は、土地の自然的条件及び土地利用の動向を勘案して、住居、商業、工業その他の用途を適正に配分することにより、都市機能を維持増進し、かつ、住居の環境を保護し、商業、工業等の利便を増進し、良好な景観を形成し、風致を維持し、公害を防止する等適正な都市環境を保持するように定めること。 | 適合非該当 |
| □市街化調整区域については、原則用途地域を定めないこと。 | 適合非該当 |
|  | 十一 | □都市施設は、土地利用、交通等の現状及び将来の見通しを勘案して、適切な規模で必要な位置に配置することにより、円滑な都市活動を確保し、良好な都市環境を保持するように定めること。 | 適合非該当 |
|  | 十二 | □市街地開発事業は、市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について定めること。 | 適合非該当 |
|  | 十三 | □市街地開発事業等予定区域は、市街地開発事業に係るものにあっては市街化区域内において、一体的に開発し、又は整備する必要がある土地の区域について、都市施設に係るものにあっては当該都市施設が第十一号の基準に合致することとなるような土地の区域について定めること。 | 適合非該当 |
|  | 十四 | □地区計画は、公共施設の整備、建築物の建築その他の土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、当該区域の各街区における防災、安全、衛生等に関する機能が確保され、かつ、その良好な環境の形成又は保持のためその区域の特性に応じて合理的な土地利用が行われることを目途として、当該計画に従って秩序ある開発行為、建築又は施設の整備が行われることとなるように定めること。 | 適合非該当 |
|  | □市街化調整区域における地区計画　市街化区域における市街化の状況等を勘案して、地区計画の区域の周辺における市街化を促進することがない等当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上で支障がないように定めること。 | 適合非該当 |
|  | □再開発等促進区を定める地区計画　土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域については、再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。 | 適合非該当 |
|  | □開発整備促進区を定める地区計画　特定大規模建築物の整備による商業その他の業務の利便の増進が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の開発整備が実施されることとなるように定めること。この場合において、第二種住居地域及び準住居地域については、開発整備促進区の周辺の住宅に係る住居の環境の保護に支障がないように定めること。 | 適合非該当 |
|  | 十五 | □防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えるとともに、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるように定めること。 | 適合非該当 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 十七 | □沿道地区計画は、道路交通騒音により生ずる障害を防止するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるように定めること。この場合において、沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画については、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とが図られることを目途として、一体的かつ総合的な市街地の再開発又は開発整備が実施されることとなるように定めることとし、そのうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域におけるものについては、沿道再開発等促進区の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。 | 適合非該当 |
|  | 二十 | □前各号の基準を適用するについては、第六条第一項の規定による都市計画に関する基礎調査の結果に基づき、かつ、政府が法律に基づき行う人口、産業、住宅、建築、交通、工場立地その他の調査の結果について配慮すること。 | 適合非該当 |
| 第13条第2項 | □住民が健康で文化的な都市生活を享受することができるように、住宅の建設及び居住環境の整備に関する計画を定めなければならない。 | 適合非該当 |
| 第18条の2第4項 | □町田市都市づくりのマスタープラン（コンテンツ編を含む。）に即したものでなければならない。 | 適合非該当 |
| その他 | □その他の法令の規定に基づく都市計画に関する基準に適合する。（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 適合非該当 |

参考書式1（要領第5関係）

年　　月　　日

（計画提案者）　様

土地所有者等　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

同意書

　都市計画法第21条の2の規定による都市計画の決定等の提案に関し、下記の土地について土地所有者等として同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 位置 | 町田市 |
| 区域の面積 | 　　　　　　　　　　㎡ |
| 権利の種別 | □所有権 | □貸借権 |
| 添付図書 | □印鑑証明書の写し（法人の場合） |

※個人の場合は自署によるため、印鑑証明書の写しは不要です。

※印鑑証明書は同意日から3か月以内のものとしてください。

参考書式2（要領第5関係）

土地所有者等の一覧表

　当該都市計画提案における区域の土地所有者等は、以下のとおりです。

1．土地の所有権を有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 土地の所在地 | 地積 |
| 計 | 合計 |
| 同意する者 |  |  |  |
| 1 |  |  | ㎡ | ㎡ |
| 2 |  |  | ㎡ |
| 3 |  |  | ㎡ |
| 4 |  |  | ㎡ |
| 反対する者 |  |  |  |
| 1 |  |  | ㎡ | ㎡ |
| 2 |  |  | ㎡ |
| 3 |  |  | ㎡ |
| 4 |  |  | ㎡ |

2．借地権を有する者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 氏　名 | 土地の所在地 | 地積 |
| 計 | 合計 |
| 同意する者 |  |  |  |
| 1 |  |  | ㎡ | ㎡ |
| 2 |  |  | ㎡ |
| 3 |  |  | ㎡ |
| 4 |  |  | ㎡ |
| 反対する者 |  |  |  |
| 1 |  |  | ㎡ | ㎡ |
| 2 |  |  | ㎡ |
| 3 |  |  | ㎡ |
| 4 |  |  | ㎡ |

3．国又は地方公共団体の所有している土地で公共施設の用に供されているもの

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 地方公共団体等 | 土地の所在地 | 地積 |
| 計 | 合計 |
| 1 |  |  | ㎡ | ㎡ |
| 2 |  |  | ㎡ |
| 3 |  |  | ㎡ |

以上

第4号様式（要領第5関係）

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

まちづくり団体　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

誓約書

　当まちづくり団体における役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む）は、2の各号に該当しないことを誓約します。

1　役員一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役職名 | 氏　名 | 住　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

2　該当事項

（1）　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（2） 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（3）　法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

（4）　精神の機能の障害により計画提案を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第5号様式（要領第5関係）

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

計画提案者　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

計画提案取下げ願

　　　　　年　　月　　日付け都市計画法第21条の2の規定による都市計画提案書について、下記のとおり計画提案を取下げします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 | 　　町都都第　　　号 |
| 位置 | 町田市 |
| 計画提案要件 | 計画提案者の種別 | □土地所有者等 □まちづくりNPO法人等 □まちづくり団体 |
| 提案内容 |  |
| 取下げ理由 |  |

第6号様式（要領第6関係）

年　　月　　日

町田市長　　　　　　　様

計画提案者　住　所

　　　　氏　名

　　　　電　話

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

計画提案意見概要報告書

　　　　　年　　月　　日付け都市計画法第21条の2の規定による都市計画提案書について、町田市都市計画提案制度に関する手続要領第6の規定により、計画提案に係る意見受付の概要を下記のとおり報告します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 | 　　町都都第　　　号 |
| 位置 | 町田市 |
| 計画提案要件 | 計画提案者の種別 | □土地所有者等 □まちづくりNPO法人等 □まちづくり団体 |
| 提案内容 |  |
| 意見受付期間 | 　　　年　　月　　日（　）～　　　年　　月　　日（　） |
| 意見者数 | 　　　　名 |
| 意見の要旨及び計画提案者の考え | 意見の要旨 | 計画提案者の考え |
|  |  |

注　1　上記表中に書ききれない場合は、別紙に記述して添付してください。

　　2　説明等に使用した資料を添付してください。第7号様式（要領第7関係）

年　　月　　日

（計画提案者）　様

町田市長

　　　　（公印省略）

都市計画の決定等をする必要がある旨の通知書

　　　　　年　　月　　日付け都市計画法第21条の2の規定による都市計画提案書について、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要があると判断したため、その旨及びその理由を下記のとおり通知します。

記

1　受付日及び番号

　　　　　年　　月　　日　　　町都都第　　号

2　計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更

　　都市計画の決定又は変更をする必要があると判断する。

3　理由

※今後の都市計画の案の作成手続きにおいて、計画提案の都市計画素案から内容が一部変更になる可能性があります。

第8号様式（要領第7関係）

年　　月　　日

（計画提案者）　様

町田市長

　　　　（公印省略）

都市計画の決定等をする必要がない旨の通知書

　　　　　年　　月　　日付け都市計画法第21条の2の規定による都市計画提案書について、計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断したため、同法第21条の5第1項の規定に基づきその旨及びその理由を下記のとおり通知します。

記

1　受付日及び番号

　　　　　年　　月　　日　　　町都都第　　号

2　計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更

　　都市計画の決定又は変更をする必要がないと判断する。

3　理由